

公安委員会 決裁資料	「初心運転者講習の実施に関する規則」の一 部改正について	令和7年2月19日 免許管理課
---------------	---------------------------------	--------------------

1 改正する公安委員会規則

初心運転者講習の実施に関する規則（平成2年鹿児島県公安委員会規則第10号）

2 規則の概要

本規則は、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる初心運転者講習の実施について、必要な事項を定めた規則である。

3 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行に伴い、免許情報記録個人番号カード（通称マイナ免許証）に関する規定が整備されたことから、必要な語句の修正を行うものである。

4 改正内容

様式	内容	変更内容
別記第13号 様式	初心運転者講習受講 予定者通知書	「免許証番号」欄の下に「免許情報記 録番号」欄を加える。
別記第14号 様式	初心運転者講習移送 通知書	「免許証の番号」欄の次に「免許情報 記録の番号」欄を加える。
別記第18号 様式	初心運転者講習結果 報告書	「免許証番号」欄の下に「免許情報記 録番号」欄を加える。

公安委員会 決裁資料	「若年運転者講習の実施に関する規則」の一 部改正について	令和7年2月19日 免許管理課
---------------	---------------------------------	--------------------

1 改正する公安委員会規則

若年運転者講習の実施に関する規則（令和4年鹿児島県公安委員会規則第6号）

2 規則の概要

本規則は、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習の実施について、必要な事項を定めた規則である。

3 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行に伴い、免許情報記録個人番号カード（通称マイナ免許証）に関する規定が整備されたことから、必要な語句の修正を行うものである。

4 改正内容

様式	内容	変更内容
別記第14号 様式	若年運転者講習受講 予定者通知書	「免許証番号」欄の下に「免許情報記録番号」欄を加える。
別記第15号 様式	若年運転者講習移送 通知書	「免許証番号」欄の次に「免許情報記録番号」欄を加える。
別記第18号 様式	若年運転者講習結果 報告書	「免許証番号」欄の下に「免許情報記録番号」欄を加える。

公安委員会 決裁資料	「違反者講習の実施に関する規則」の一部改正について	令和7年2月19日 免許管理課
---------------	---------------------------	--------------------

- 1 改正する公安委員会規則
違反者講習の実施に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号）
- 2 規則の概要
本規則は、道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる違反者講習の実施について、必要な事項を定めた規則である。
- 3 改正の理由
 - (1) 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行に伴い、免許情報記録個人番号カード（通称マイナ免許証）に関する規定が整備されたことから、必要な語句の修正を行うものである。
 - (2) 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）により、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する旨の規定が整備されたことから、必要な語句の修正を行うものである。
 - (3) 共通基盤移行に伴い、様式中の不要な語句の削除と受講日指定が2日から1日のみになったことによる受講希望日返信ハガキの廃止。
- 4 改正内容（規則の修正、追加、削除等）
第14条第3号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改正

様式	内容	変更内容
別記第2号 様式	違反者講習通知書	備考欄文言削除 運用方法変更（「1」は削除、「2」・「受領証」は廃止）
別記第4号 様式	違反者講習移送通知書	「免許証番号」欄の下に「免許情報記録番号」欄を加える。
別記第5号 様式	違反者講習移送通知書 （国際運転免許証用）	「（国際運転免許証用）」を削除
別記第6号 様式	違反者講習通知移送通知書	「免許証番号」欄の下に「免許情報記録番号」欄を加える。
別記第7号 様式	違反者講習通知移送通知書 （国際運転免許証用）	「（国際運転免許証用）」を削除
別記第8号 様式	違反者講習結果報告書	「免許証番号」欄の下に「免許情報記録番号」欄を加える。

公安委員会 決裁資料	「運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則」の一部改正について	令和7年2月19日 免許管理課
---------------	---	--------------------

1 改正する公安委員会規則

運転免許証の更新を受けようとする者，特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第3号）

2 規則の概要

本規則は，道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる更新時講習の実施について，必要な事項を定めた規則である。

3 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行に伴い，免許情報記録個人番号カード（通称マイナ免許証）に関する規定が整備されたことから，必要な語句の修正を行うものである。

あわせて，原動機付自転車が一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車に分類されたことに伴い必要な改正を行うものである。

4 改正内容（規程の修正、追加、削除等）

題名中「運転免許証」を「運転免許証等」に改正

条項号	見出し	変更内容
第1条	この規則の趣旨	条文中「運転免許証（以下「免許証」という。）」を「運転免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）」に改正
第4条 2, 3項	講習の指定	条文中「免許証」を「免許証等」に改正
第6条 (4)	講習指導員	条文中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改正
第7条	受講証明	講習の終了証明については，「免許証の交付の方法」に「個人番号カードへの特定免許情報の記録の方法」を加える。更に，必要な場合は「講習済」である旨を免許証の裏面備考欄に記載し，又は免許情報記録個人番号カードに記録し，受講済の証明を行う。

公安委員会 決裁資料	「一般特定任意講習の実施に関する規則」の 一部改正について	令和7年2月19日 免許管理課
---------------	----------------------------------	--------------------

1 改正する公安委員会規則

一般特定任意講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第15号）

2 規則の概要

本規則は、道路交通法第108条の2第2項に掲げる特定任意講習の実施について、必要な事項を定めた規則である。

3 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行に伴い、免許情報記録個人番号カード（通称マイナ免許証）に関する規定が整備されたことから、必要な語句の修正を行うものである。

4 改正内容（規程の修正、追加、削除等）

条項号	見出し及び内容	変更内容
第5条	講習指導員	「運転免許証」を「運転免許証等」に改正
別記第3号 様式	講習の申請等	「免許証の有効満了日」の下に「免許情報記録の有効満了日」を加え、「免許証番号」の下に「免許情報記録の番号」を加える改正

公安委員会 決裁資料	「運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規程」の一部を改正する規程	令和7年2月19日 免許管理課
---------------	--	--------------------

1 改正する公安委員会規程

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規程（昭和40年鹿児島県公安委員会規程第2号）

2 規程の概要

本規程は、道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる停止処分者講習の実施について、必要な事項を定めた規程である。

3 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行に伴い、免許情報記録個人番号カード（通称マイナ免許証）に関する規定が整備されたことから、必要な語句の修正を行うものである。

4 改正内容（規程の修正、追加、削除等）

条項号	見出し	変更内容
第6条 (3)	講習の受付	条文中「運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録」に改正する
第10条 第2項	短縮	短期講習を受講し、その審査結果が「優」の者については、「年月日受講済」である旨を運転免許証の備考欄に記載、又は免許情報記録個人番号カードに受講済の証明を行う。
第10条 第3項	短縮	講習を受講して停止期間を短縮された者が、停止期間経過後に運転免許証を受領又は免許情報記録個人番号カードに免許情報の記録に来たときは、本人に運転免許証を返還又は免許情報記録個人番号カードに免許情報を記録する。

公安委員会 決裁資料	認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正 する規則について	令和7年2月19日 免許管理課
<p>1 規則の概要</p> <p>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定に基づき、公安委員会が行う認知機能検査の実施に関し、必要な事項を定めるもの</p> <p>2 改正の理由</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の一部施行に伴い、改正法に合わせた語句の修正を行う必要があるため。</p> <p>3 改正の内容</p> <p>「<small>うんてんめんきょしょう</small>運転免許証」を「<small>うんてんめんきょしょうとう</small>運転免許証等」に、「<small>めんきょしょう</small>免許証」を「<small>めんきょしょうとう</small>免許証等」に改める。（別記第2号様式）</p> <p>（理由）</p> <p>法第101条第1項（免許証の更新）における「免許証の更新」の語句が、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の新設により、「免許証等の更新」に改正されたため。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和7年3月24日</p> <p>（理由）</p> <p>改正法の施行日</p> <p>5 経過措置</p> <p>この規則の施行の際現に改正前の認知機能検査の実施に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p>		

公安委員会 決裁資料	認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部 を改正する規則について	令和7年2月19日 免許管理課
<p>1 規則の概要</p> <p>運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第4条第2項第2号に規定する講習として公安委員会が行う認知機能検査員講習の実施に関し、必要な事項を定めるもの</p> <p>2 改正の理由</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正法」という。)の一部施行に伴い、改正法に合わせた語句の修正を行う必要があるため。</p> <p>3 改正の内容</p> <p>「運転免許証の自主返納」を「申請による運転免許の取消し、運転経歴証明書」に、「運転経歴証明書」を「運転経歴情報の記録」に改める。(別表)(理由)</p> <p>(1) 免許情報記録個人番号カード(以下「マイナ免許証」という。)が新設されたことにより、従来の「運転免許証の自主返納」の表記ではマイナ免許証を含まない概念となるため、同マイナ免許証を含む概念とするため、道路交通法第104条の4第1項の文言を参考に改めた。</p> <p>(2) 運転経歴情報の個人番号カードへの記録が新設されたため。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和7年3月24日</p> <p>(理由)</p> <p>改正法の施行日</p> <p>5 経過措置</p> <p>なし</p>		

1 規則の概要

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「国規則」という。）の規定に基づき、公安委員会が行う運転免許取得者等教育の認定に関し、必要な事項を定めるもの

2 改正の理由

- (1) 法第108条の32の2に規定する運転免許取得者等教育に関する事務のうち、免許試験課所管事務の一部を免許管理課へ移管するために、所要の改正が必要であること。
- (2) 国規則第13条に規定する認定申請に係る電磁的記録媒体について、県公安委員会規則で定める必要があること。

3 改正の内容

- (1) 申請書等の書面の提出先に交通部免許管理課長を加え、以下のとおり整理する。（第8条関係）

現行			改正案	
自動車教習所である施設を用いて行う者	免許試験課長		自動車教習所である施設を用いて行う者	3号・6号課程 その他の課程
その他の施設を用いて行う者	交通企画課長	その他の施設を用いて行う者		交通企画課長

※3号課程「高齢者講習同等課程」、6号課程「更新時講習同等課程」

- (2) 電磁的記録媒体に関する条文を新設する。（第9条関係）

4 施行期日

令和7年3月24日

（理由）

本規則に関連する「運転免許取得者等検査の認定に関する細則」（令和4年鹿児島県公安委員会規則第14号）」についても、同様の理由により改正する必要があるが、同規則は、マイナンバーカードと運転免許証の一体化を主な内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）施行に伴う改正も行う必要があるため、同法が施行される令和7年3月24日を施行期日として設定した。

5 経過措置

無し

1 規則の概要

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「国規則」という。）の規定に基づき、公安委員会が行う運転免許取得者等検査の認定に関し、必要な事項を定めるもの

2 改正の理由

- (1) 法第108条の32の3に規定する運転免許取得者等検査に関する事務を免許試験課及び交通企画課から免許管理課へ移管するために、所要の改正が必要であること。
- (2) 国規則第14条に規定する認定申請に係る電磁的記録媒体について、県公安委員会規則で定める必要があること。
- (3) マイナンバーカードと運転免許証の一体化を主な内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）施行に伴い、所要の改正が必要であること。

3 改正の内容

- (1) 申請書等の書面の提出先を、以下のとおり整理する。（第10条関係）

現行			改正案	
自動車教習所である施設を用いて行う者	免許試験課長		自動車教習所である施設を用いて行う者	免許管理課長
その他の施設を用いて行う者	交通企画課長		その他の施設を用いて行う者	

- (2) 電磁的記録媒体に関する条文を新設する。（第11条関係）
- (3) 改正法に合わせ、別記様式「認定認知機能検査結果通知書」中「^{うんでんめん}運転免許証^{きょしん}の更新」を「^{うんでんめん}運転免許証等^{きょしん}の更新」に、「^{めんきょしん}免許証^{きょしん}の更新」を「^{めんきょしん}免許証等^{きょしん}の更新」に改める。（別記第9号様式及び第10号様式関係）

4 施行期日

令和7年3月24日

5 経過措置

本規定改正により改定する「認定認知機能検査結果通知書」は、75歳以上の高齢運転者が免許証等の更新を受ける際に提出しなければならない書類であり、改正前に交付された同書面の効力を一時的に持続させる必要が生じるため、改正前の書類について経過措置を設けた。